

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	8頁
	○ 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則	教育総務課	9頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育課	9頁
告 示	○ 三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示	教 職 員 課	10頁
訓 令	○ 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	11頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	11頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	14頁
	○ 三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令	教育総務課	14頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校総理・施設課	15頁

規 則

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第二号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

(三重県博物館登録規則の一部改正)

第一条 三重県博物館登録規則(昭和二十七年三重県教育委員会規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録の申請) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十二条に規定する登録申請書の様式は、別記第一号様式によるものとする。	(登録申請) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十条の規定による登録をうけようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別記第一号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人、もしくは宗教法人の設置するものにあつては別記第二号様式による登録申請書を三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
(登録の審査) 第二条 教育委員会は、法第十三条に規定する登録要件の審査に当たり、必要に応じて現地調査を行い、審査の適正を期さなければならない。	(登録審査) 第二条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査に当たり、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。

(登録原簿)

第三条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記第二号様式によるものとする。

(変更の届出)

第四条 法第十五条第一項に規定する変更の届出は、別記第三号様式により行うものとする。

(廃止の届出)

第五条 法第二十条第一項に規定する博物館の廃止の届出は、その事由の生じた日から二十日以内に別記第四号様式により行うものとする。

第六条 削除

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(登録原簿)

第三条 教育委員会は、登録を許可したときは遅滞なく別記第三号様式による博物館登録原簿に記載しなければならない。

(記載事項の変更)

第四条 登録申請書及びその添付書類の記載事項について変更があつたときは、設置者は直に、別記第四号様式により教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。

(廃止)

第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(公示)

第六条 教育委員会は次の事項についてその都度公示しなければならない。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき
- 四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき

紙 | 申請書 | 博物館 | 登録 | 申請 | 書

第1号様式

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の名称
代表者氏名

博物館登録申請書

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、次のように改める。

第2号様式

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更 年 月 日	登録変更 年 月 日
	年月日	年 月 日		
	記号番号	第 号		
名称				
所在地				
設置者の名称				
設置者の住所				
備考				

深田町歴史民俗資料館、次のとおりとする。

第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の住所
設置者の名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

第五号様式を第五号様式とし、次のものに改める。

第4号様式

博 物 館 廃 止 届	
年 月 日	
三重県教育委員会 様	
設置者の名称 代表者氏名	
博物館法第20条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。	
事項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登記記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

(三重県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公開承認施設における公開)	(公開承認施設における公開)
第六条の二 (略)	第六条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。	3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)	二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)
<u>第十一条の規定による登録を受けた施設であること</u>	<u>第十条の規定による登録を受けた施設であること</u>
と。	
4 (略)	4 (略)

(斎宮歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第二条 斎宮歴史博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資料の貸出)	(資料の貸出)
第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。	第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。
一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)	一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)
<u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第三十</u>	<u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第二十</u>
<u>一条第二項の規定による指定施設</u>	<u>九条の規定による博物館に相当する施設</u>
二〜四 (略)	二〜四 (略)

(知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正)

第四条 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則(平成二十年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任)	(委任)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三重県条例第六十四号)第十五条及び第十六条並びに三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。	2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三重県条例第六十四号)第五条及び第六条並びに三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。
一 (略)	一 (略)
二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)	二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)
<u>第二十四条及び三重県総合博物館条例第二十八条</u>	<u>第二十一条及び三重県総合博物館条例第二十八条</u>
<u>第二項の規定に基づく博物館協議会委員の任免及</u>	<u>第二項の規定に基づく博物館協議会委員の任免及</u>

ひ委嘱又は解嘱に関すること。

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第十五条及び第十六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十二条までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法第二十四条及び三重県立美術館条例第三十八条第二項の規定に基づく美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関すること。（職制及び職務権限）

ひ委嘱又は解嘱に関すること。

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第五条及び第六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十二条までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十一条及び三重県立美術館条例第三十条第二項の規定に基づく美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関すること。（職制及び職務権限）

（三重県総合博物館条例施行規則の一部改正）

第五条 三重県総合博物館条例施行規則（平成二十六年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（資料の貸出）</p> <p>第九条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の規定による博物館及び同法第三十一条第二項の規定による指定施設</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>（資料の貸出）</p> <p>第九条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の規定による博物館及び同法第三十一条の規定による博物館に相当する施設</p> <p>二～四 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育政策課の分掌事務）</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>（教育政策課の分掌事務）</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五に規定する協議会に関すること。</p>